

## 7) 土壌

「土壌汚染対策法」(平成14年法律53号)、「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)、各都道府県条例〔岡山県の場合は「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)〕により規制されています。

## (1) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成14年法律53号)により、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染に関する人の健康被害の防止に関する措置が定められており、規制基準は表36に示すとおりです。

なお、土壌ガス基準は溶出量調査を行う判定基準となり、地下水基準は汚染範囲確定のための調査の判定基準及び地下水汚染の判定基準となります。また、指定基準は都道府県知事が指定区域を指定する際の基準で、溶出量指定基準は地下水経由の観点からの指定基準、含有量指定基準は直接摂取の観点からの指定基準となります。第二溶出量基準は地下水等摂取によるリスクに係る措置の選択または決定の判定基準となります。

表36 土壌汚染対策法に係る特定有害物質基準

特定有害物質			土壌汚染対策法に基づく基準					
			土壌ガス基準 (volppm)	地下水基準 (mg/l)	溶出量指定基準 (mg/l)	含有量指定基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/l)	
種別	物質名	記号等						
第一種 揮発性有機化合物	四塩化炭素	TCM	不検出(0.1未満)	0.002	0.002		0.02	
	1,2-ジクロロエタン	1,2-DCA	不検出(0.1未満)	0.004	0.004		0.04	
	1,1-ジクロロエチレン	1,1-DCE	不検出(0.1未満)	0.02	0.02		0.2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	cis-1,2-DCF	不検出(0.1未満)	0.04	0.04		0.4	
	1,3-ジクロロプロペン	1,3-DCP	不検出(0.1未満)	0.002	0.002		0.02	
	ジクロロメタン	DCM	不検出(0.1未満)	0.02	0.02		0.2	
	テトラクロロエチレン	PCE	不検出(0.1未満)	0.01	0.01		0.1	
	1,1,1-トリクロロエタン	MC	不検出(0.1未満)	1	1		3	
	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-TCA	不検出(0.1未満)	0.006	0.006		0.06	
	トリクロロエチレン	TCE	不検出(0.1未満)	0.03	0.03		0.3	
	ベンゼン	C6H6	不検出(0.05未満)	0.01	0.01		0.1	
	第二種 重金属等	カドミウム及びその化合物	Cd		0.01	0.01	150	0.3
		六価クロム化合物	Cr6+		0.05	0.05	250	1.5
		シアン化合物	CN		不検出	不検出	50	1
水銀及びその化合物 [R-Hgを含む] (内、アルキル水銀[R-Hg])		T-Hg R-Hg		0.0005	0.0005	15	0.005	
セレン及びその化合物		Se		0.01	0.01	150	0.3	
鉛及びその化合物		Pb		0.01	0.01	50	0.3	
砒素及びその化合物		As		0.01	0.01	150	0.3	
ふっ素及びその化合物		F		0.8	0.8	4000	24	
ぼう素及びその化合物		B		1	1	4000	30	
シマジン		-		0.003	0.003		0.03	
第三種 農薬等	チオベンカルブ	-		0.02	0.02		0.2	
	チウラム	-		0.006	0.006		0.06	
	ポリ塩化ビフェニル	PCB		不検出	不検出		0.003	
	有機りん化合物 (ハロゲン化有機リン系農薬を除く) (ハロゲン化有機リン系農薬はEPNIに限る)	O-P		不検出	不検出		1	

- 注) 1.土壌ガス基準については、土壌汚染対策法施行規則第8条第1項より引用。なお、土壌ガス基準の不検出となる定量下限値の設定については、H15年環境省告示第16号より「分析に当たっては、土壌ガスに含まれる調査対象物質の濃度の定量が可能であり、かつ、定量下限値が0.1volppm以下(ベンゼンにあたっては0.05volppm以下)である方法を用いる。」とあることから、この値を記載した。
- 2.地下水基準については、土壌汚染対策法施行規則別表第1より引用。第6条第1項関係
- 3.溶出量指定基準については、土壌汚染対策法施行規則別表第2より引用。第18条第1項関係
- 4.含有量指定基準については、土壌汚染対策法施行規則別表第3より引用。第18条第2項関係
- 5.第二溶出量基準については、土壌汚染対策法施行規則別表第4より引用。第24条第1項第1号関係
- 6.アルキル水銀は水銀に含まれるが、水銀及びその化合物として溶出量が検出された場合は単独でも測定する必要がある。
- 7.基準値は土壌ガスを除き、それぞれ「以下」である。
- 8.有機りんは地下水環境基準にはない。また、地下水環境基準にある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素には指定基準等にはない。
- 9.シアンの含有量基準は、遊離シアンを対象とする。
- 10.第二溶出量基準は、浄化等の措置の選定に必要となる。

## (2) 農用地の土壤汚染防止等に関する法律

「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)により、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置が定められており、規制基準は表37に示すとおりです。

表37 農用地の土壤汚染防止等に関する法律に係る指定地域の基準

項目	基準値
カドミウム	○当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が0.4mg/kgを超えると認められる地域であること。 ○前号の近傍地域で、(ア)土壤に含有されるカドミウムの量が前号の地域内の土壤と同程度以上であり、(イ)土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一である場合で、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が0.4mg/kgを超えるとおそれが著しいと認められるものであること。
銅	○当該農用地(田に限る)の土壤に含まれる銅の量が125mg/kg以上であると認められる地域であること。
砒素	○当該農用地(田に限る)の土壤に含まれる砒素の量が15mg/kg以上であると認められる地域であること。但し、自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でないと認められる場合には、都道府県知事により例外基準(10~20mg/kgの範囲)を定めることができる。

出典：「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令」(昭和46年政令第204号)

## (3) 岡山県環境への負荷の低減に関する条例

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」(平成13年岡山県条例第76号)により、有害物質及び有害物質を含む水(これを処理したものを含む。)に起因する土壤の汚染が人の健康に係る被害を生ずることを防止するため、有害物質等を適正に管理するとともに、当該有害物質等による土壤汚染の防止に努めることが義務づけられています。